

第 問

[設問1] (1)

1. Bは、Y採掘事業の採用において、Cと同一に扱ったこと(以下「同一取扱い」という)、また、Dとは異なる取り扱いを受けたこと(以下「別異取扱い」という)は、憲法14条1項(以下、法典省略)に反して違憲であると主張する。そして、Bは自身の意見・評価を述べたために正式採用されなかったことは、意見・評価を述べた自由(21条1項)を侵害するものとして違憲であると主張する。

2. 同一取扱いについて

(1) まず、14条1項は、「等しいものは等しいように、等しからざるものは等しからざるように」と相対的平等の実現を目的としている。そのため、合理的な理由に基づく区別においては、14条1項は、禁止するものではないといえる。

(2) 本件では、確かに、BとCはY^{採掘}採掘事業において、ともに反対を表明しているが、Cは甲市のレシポプログラムにおいて威圧行為を行い、傷害罪でも罰金刑に処せられていた。このため、BとCでは、差異があるにもかかわらず、同一に取扱いを~~する~~ いたるといえる。

(3) そして、本件においては、Bは公務就任権(22条1項)のため、Y対策課に応募している。この公務就任権とは、Bが今後自身の就職業として、自身を社会に関わらせていく上で重要な権利であるといえる。また、各個人が有する意見や評価をもとに区別をすることは、個人の鼻根幹に密接に関わるものに対する区別であるとして、その合理性の判断は

第 問

1 厳格に判断する必要があるといえる。

2 ここに、同一取扱いについては、やむを得ない目的であって、
3 当該取扱いが必要不可欠かどうかで判断する。

4 (4) 本件では、Y対策課においては^市国民の信頼を保護するため、
5 Y採掘事業に賛成の者を職に就かせることは必要である
6 ようにも思える。もともと、Cは甲市にボトムでは反対の
7 意見を表明しはがした。当該見地からY採掘事業の発展に
8 役立てようと考えていた。一方、Dは同事業に対し、徹底的に
9 反対をしており、威圧行為により刑事罰まで科せられていた。
10 このため、Cにおいては、Dと異なりY対策課において、建設
11 的な意見をもとに、市民の信頼確保に貢献できるといえる。
12 したがって、Dと同一に取り扱ったことは、不可欠といえない。

13 3. 別異取扱いについて

14 (1) 別異取扱いにおいても、14条1項のいう相対的平等が
15 問題であり、当該取扱いが合理的な理由に基づくものかを
16 判断する必要がある。

17 (2) 本件では、確かに、Y対策課の応募において、B自身と
18 同等又は下回る勤務実績のDが採用されているにもかかわらず、
19 Bは正式採用されるに至っていない。

20 (3) さらに、前述を述べたように、Bが主張する内容においては、
21 公務就任権の実現という重要な権利が背景に存在する。
22 また、Bの意見・評価の内容をもとに、Dとの差異を認める
23 ものであり、これはBの個人に密接に関わる部分での区別

第 四 問

であるといえる。

そこで、別異取扱いについても、中むに中まれぬ目的であるとして当該取扱いが必ず不可欠かどうかを判断する。

(4) 本件では、前述の通り、Y採掘事業に賛成の者を就任させる方が、市民は安心・安全であるため、当該取扱いの必要性は元々認められると思われる。

しかし、Y対策課においては、各幹職員が有する意見・評価のみならず、最終的に市民の安心・安全を与えられる結果が出来るかどうかを求められているといえる。そのために、Bは現時点においては反対であっても、Bの持ち合わせる地知見をもとに、建設的な意見を呈出し、Y対策事業の発展に貢献することは可能であるといえる。これにもかかわらず、Y対策課では、現時点での意見・評価のみにとどまれ、Bと同一又は下回る勤務実績をもつDの方が採用されるに至っている。

したがって、別異取扱いについては、~~必ず~~不可欠とはいえない。

4. 意見・評価を述べた自由について

(1) 意見・評価を述べた自由については、自身の内面的意思を表明する行為として、表現行為といえる。ゆえに、21条1項において保障を受ける。

(2) 本件では、確かに、Bは当該^{意見}意見の表明をしたことにより、正式採用されなかったのがあるから、同自由は利益を被っていた。

(3) そして、当該自由においては、個人の自己表現や自己統治に資する重要な権利である。また、特定の内容を支持・反対

することを利便の目的とする内容規制であり、規制の態様としても強い。

そこで、目的が中立的なものであるものではない、規制が必要不可欠であるかどうかを判断する。

(4) 本件では、^採掘事業においては、A市の被害を及ぼす危険性があるため、規制目的は中立的な目的であるようにも思われる。

しかし、前述述べたように、Bは反対意見を有しはがとも、Y対策課において建設的な意見を提示し、市民の安心・安全に尽くそうとしていた。そのうえで、A市が採用において、当該自由の表明を侵害したことは、必要不可欠とはいえない。

5. 以上より、いずれの主張においても、A市側には違憲・違法がある。

[設問1] (2)

1. 同一取扱いの反論

A市側においては、裁量が認められるため、Y対策課の職員の選定に対しては、一定の自由があるといえる。また、

Bは甲市のシシプログラムで反対を表明していた以上、市民の信頼を確保することが既に難しくなっているといえる。

そのため、Bが主張するよう厳格な基準を採用することはできない。

2. 別異取扱いの反論

上記と同様に、採用する側には^{誰を}採用するかにつき、裁量

1 が認められる。また、Bは甲市レポラウムにおいて反対意見
2 を表明しており、反対意見を持ち合わせるDとは決定的
3 に異なる点が存在する。前述で述べたように、Bは反対意見
4 を表明しただけ以上、市民の信頼を得ることは困難といわざる
5 を得ない。

6
7 そのため、厳格な審査基準は採り得ない。

8 3. 意見・評価を述べる自由の反論

9 Bは、採用の判定期間において、当該意見・評価を述べる
10 ことが一律に禁じられているわけでは無い。実際にBは、自
11 身の意見・評価を述べられており、制約があるとは言えない。

12 仮に制約があるとしても、採用の際の判断基準として、Bの
13 意見・評価に対する^{判断}~~A市側~~には裁量がA市側に認められる。

14 そのため、厳格な審査基準は採り得ない。

15 [設問2]

16 1. 同一取扱いについて

17 (1) Bの主張があるように、Bの公務就任権に関する内容であ
18 り、重要な権利が背景に存在することは認められる。また、

19 本件取扱いについては、Y採選事業の積成・反対がどうか
20 によって、取扱いの異同を判断するものであり、Bの内面的
21 意思に結びつく部分での区別であるといえる。そのため、

22 ある程度は厳格さが求められる。もっとも、A市側の言うよう
23 に採用時には、A市に裁量が認められる。

そこで、目的が重要で手段との間で実質的関連性があるか

（第 問）

どうかで判断する。

(2) 本件では、市民の安心・安全を得るために、Y採掘事業の賛成の者が職務に^{（必要が）}取り組む^{目的は}。重要であるといえる。

もつと、Bは甲市にホロウムにおいて反対意見を表明しているが、これは現時点での一時的な意見表明にすぎない。一方、母^cにおいては、Y対策課への応募の動機が、自身の反対運動へ役立ちたいものである（終始反対意見を述べないことを徹底している。そのことからは、BはY対策課の職員としての場合、自身の反対意見をもとに建設的な議論を提供することが可能であるといえる。そして、この反対意見をも踏まえに議論を通じることで、市民の安心・安全に資することは実現可能にほろ。

したがって、本件において、BとCを同一に取扱いすることは、過度であるとして、実質的関連性は認められない。

(3) 子として、違憲違法はあり。

2. 別異取扱いについて。

(1) 前述と同様に、Bの公務就任権が背景には存在しており、同権利の帰趨を決めることにはほろのであるから、重要な権利の制約がある場面といえる。そして、Bの意見評価をもとに取扱いが決められることであるから、Bの個人としての根幹に密接に結びつく部分での区別である。一方、A市には採用的での裁量が認められる。

そこで、目的が重要で、手段との間に実質的関連性がある

（第1問）

かどうかに判断する。

(2) 本件では、市民の信頼を得る目的が重要である。

これ、Y採屈事業に反対している者が職員となる方が、対策課としても専心・専念であり、市民の信頼にも資するため、当該手段としては必要のやり方も思われる。

しかし、上記のやり方、Bは建設的な意見を提示し、より良い議論をY対策課内で行うことが可能に行われている。

行うことで、良質な対策案が生まれ出し、最終的には、市民の信頼を得ることに繋がることができる。したがって、BをDと別異に取り扱い扱ったことは過度な取扱いである。

(3) よって、違憲違法がある。

3. 意見・評価を述べる自由

(1) 当該自由については、表現行為として、2条1項により保障を受ける。

(2) これ、本件では、Bは自身の意見・評価を述べることであれば禁止されてはいないが、Bはこれと述べるために正式採用に至らなければならないから、実質的には、当該自由が制約されているといえることができる。

(3) Bの意見・評価を述べる自由は、Bの内面的意思を述べること、自己表現、自己統治に関与する重要な権利である。これ、意見・評価の内容を見れば制約が課せられるため、内容規制がある。一方、A市の主張のやり方、採用においては、A市側に一定の裁量が認められる。

（第 2 問）

1 せ。そこで、目的が重要で、手段との間に実質的関連性が認め
2 られるかで判断する。

3 (4) 本件では市民の信頼を得るために、Y対策課の職員と
4 して反対表明をする者を採用する必要性はなく、当該目的と
5 しては重要であるようにも思われる。

6
7 ところで、Bは甲市のレポドラマで反対意見を表明し、これ
8 を述べたために正式採用されることおぼろげ、これは採用
9 を望む側からすれば、自身の意見・評価の表明をさせない
10 ように^{おぼろげ} ~~させ~~状況下であったといえる。そして、Bの意見表明に
11 ついては、今後のY対策事業の発展に寄与することができ
12 る立場からのものであり、市民の信頼を得る目的からすれば、
13 むしろ目的に達する可能性があった。そうであるにもかかわらず、
14 ^{A社} Bが^か反対意見を有しているとして、採用し^{こぼろげ} ~~た~~ ~~こと~~ ~~は~~、当該
15 状況下においては、^{Bの意見・評価を述べる} ~~表明を控えさせる~~自由を奪っているにほか
16 らない。したがって、手段としても過度であったといえる。

17 (5) おと、違憲違法である。

18 以上